

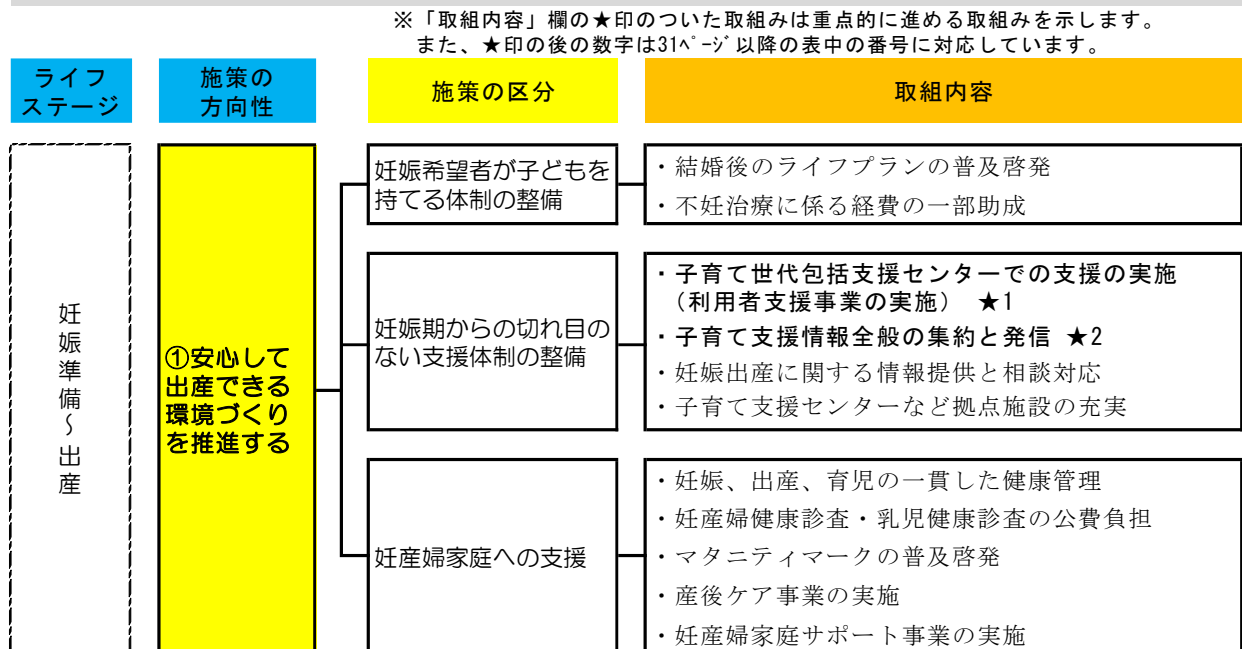
第4章 施策の展開

子ども・子育て支援の推進にあたっては、教育・福祉分野をはじめ、保健、労働など子どもと家庭に関わるすべての分野が相互に連携し、子どもと子どもを取巻く環境を含めた様々な取組みが求められています。そのため、本章では子ども・子育て支援に係る各施策を推進するため、子どもに係る施策全般を体系的に示しつつ、今後5年間に特に重点的に進める施策を定めるとともに、子ども・子育て支援法で定める重点施策等の推進内容を定めます。

1. 施策の体系

施策の体系は、子どもの成長に合わせた子ども・子育て支援に係る各施策を分類し、現在実施している子ども・子育て支援と今後実施する子ども・子育て支援を定めるものとします。なお、今後実施する子ども・子育て支援については、具体的な実施内容の定まっていないものもあるため、方向性や今後取り入れるべき視点なども含め幅広く捉え、新たに生じてくる課題に対しても柔軟に対応するものとして定めます。

● 体系図



ライフ ステージ	施策の 方向性	施策の区分	取組内容
※「取組内容」欄の★印のついた取組みは重点的に進める取組みを示します。 また、★印の後の数字は31ページ以降の表中の番号に対応しています。			
就園前	②乳幼児を健やかに育てられる環境づくりを推進する	乳幼児の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査の実施 ・定期予防接種の実施 ・各種育児教室の実施 ・未熟児養育医療の給付
		子育て支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業の推進 ★3 ・子育て支援センターの利用促進 ・乳幼児一時預かり事業の実施 ・ファミリー・サポート・センター事業の充実 ・保育園開放の実施 ・地域の子育て支援団体等との連携強化 ★4 ・子育て支援講座の実施 ・はんだっこ文庫の設置
		地域社会全体での子育ての推進	<ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施 ・子育て支援のネットワークづくりの推進 ・地域の子育て支援団体等との連携強化(再掲)★4 ・家庭、地域、学校、企業等との連携強化 ・子育てサロン等の充実 ・子育て支援講座の実施(再掲) ・ファミリー・サポート・センター事業の充実(再掲)
		心身の発達に支援が必要な児童への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・健診事後教室の実施 ・ふたば園における少人数保育による支援の実施
就学前	③幼児教育・保育の充実を図る	質の高い幼児教育・保育の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・目標に沿った幼児教育・保育の推進 ・幼稚園・保育園の適正配置、運営 ・幼児教育・保育の一体的な運営の推進 ★5 ・待機児童対策の推進 ★6 ・公民連携の推進 ★7 ・職員研修の充実
		教育保育環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎の老朽化対策 ★8
		多様な保育サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育の実施 ・一時保育の実施 ・病児保育の実施 ・小規模保育事業の実施 ・居宅訪問型保育の実施
		外国籍児童への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・国際化等に伴う体制整備の推進 ★9 ・通訳派遣による児童への日本語指導 ・通訳を交えた保護者の相談の実施

※「取組内容」欄の★印のついた取組みは重点的に進める取組みを示します。
また、★印の後の数字は31ページ以降の表中の番号に対応しています。

就学後（義務教育）	④子どもの教育や育成支援の充実を図る	基礎学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数指導やチームティーチングの推進 ・教員の資質向上 ・教員・支援員の拡充 ★10 ・特別なニーズに対応した教育 ★12 ・外国人児童生徒に対する日本語教育などの積極的支援 ★13 ・ICT活用の促進
		心の教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育、人権教育の充実と規範意識、公共心等豊かな人間性を育む教育の推進 ・「あいさつ運動」の推進 ・「キャリア教育」の推進 ・いじめや不登校対策の推進 ★11 ・国際理解や平和教育等を通じた広い視野を持った児童生徒の育成
		外国籍児童への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒に対する日本語教育などの積極的支援（再掲） ★13 ・外国人児童生徒への初期指導の推進
		ふるさと半田を大切に する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとを愛する心を育てる教育の推進 ・現代社会における様々な課題解決に向け、身近なところから取り組む力を育む教育の推進
		教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや相談員等の派遣による教育相談の充実
		教育環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、学級規模の適正化や少人数学級などの指導方法の調査研究の推進 ・読書活動支援の充実 ・学習環境整備の推進 ・学校施設のバリアフリー化の推進 ・学校施設の老朽化対策 ★14
		安全・安心な給食の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進 ・地産地消の推進 ・アレルギーのある児童生徒に配慮した給食の充実 ・給食センター施設・設備の整備
		生と性の学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校と連携した次世代の親づくり教育 ・思春期の性教育の充実(中学生への教育)
		子どもの健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安心安全に過ごせる居場所の環境整備 ★15 ・放課後児童クラブの充実 ・放課後児童健全育成事業の委託内容の適正化 ・放課後児童クラブの保育料の統一化 ・放課後児童クラブ施設の公設化の推進 ★16 ・地域と協働した放課後子ども教室の推進 ・放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的運営の推進 ・子どもに関わる施設や事業の連携 ・春夏冬休み児童健全育成事業の実施 ・児童センターでの遊びの指導や健康増進の実施

※「取組内容」欄の★印のついた取組みは重点的に進める取組みを示します。
また、★印の後の数字は31ページ以降の表中の番号に対応しています。

全
ライフ
ステージ
共通

⑤安心して
子育てが
行える環境の
充実を図る

育児に関する情報の提供と相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口体制の整備（子ども家庭総合支援拠点） ★17 ・子育て応援ハンドブックの発行 ・育児に関する各種教室の開催 ・保護者同士の仲間づくりの推進
子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども医療費助成の拡大 ★18 ・利用者支援事業の実施 ・子育て短期支援事業の実施 ・幼児2人同乗用自転車貸出事業 ・チャイルドシート、ジュニアシート貸出事業の実施
子どもと親の育ちへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援講座の実施(再掲) ・養育支援訪問事業の実施(再掲) ・思春期の性教育の充実(高校生への教育) ・児童センター(館)の運営 ・食育の推進(再掲)
子どもの健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医の推奨 ・子ども医療費助成の拡大(再掲) ★18 ・定期予防接種の実施(再掲) ・予防接種や事故予防の啓発 ・感染症予防・対策の推進 ・感染症に関する最新情報の収集と予防や対処法の正しい知識や情報の提供 ・子どものスポーツへの意欲・関心を高めることによる体力の向上
学校・家庭・地域との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールによる地域と学校の連携 ★19 ・地域の人材を活用した多様な知識や経験を学ぶことのできる機会の提供 ・自治区やPTA、市民活動・スポーツ団体と学校・家庭の相互交流の促進 ・学校間交流の推進
子どもの発達に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの機能の充実 ★20 ・総合相談窓口体制の整備（子ども家庭総合支援拠点）(再掲) ★17 ・発達支援相談「あゆみ」による相談支援 ・ふたば園の療育機能の充実 ・ニーズに応じた障がい児通所支援（児童発達支援事業・放課後等デイサービス・保育所等訪問事業）の提供 ・障がい者医療費の助成
特別な支援が必要な子どもへの教育、保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援 ・特別な支援が必要な児童への支援体制の整備 ・地域社会への参加・包容の推進と合理的な配慮 ・総合相談窓口体制の整備（子ども家庭総合支援拠点）(再掲) ★17 ・発達支援相談「あゆみ」による相談支援(再掲) ・家族が働ける環境整備 ・保育所等訪問支援体制の充実

※「取組内容」欄の★印のついた取組は重点的に進める取組を示します。
また、★印の後の数字は31ページ以降の表中の番号に対応しています。

全
ライフ
ステージ
共通

⑤安心して
子育てが行
える環境の
充実を図る

特別な支援が必要な子どもへの教育、保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園等に通いながら療育を受けられる体制整備 ・個別の教育支援計画に基づく教育、保育の実施（特別支援教育の充実）★21 ・個別の教育支援計画を活用した幼保小中の連携強化★22 ・教育機関と連携した情報の整理と共有化 ・障がいについて学ぶ場の提供と理解促進
ひとり親家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子父子自立支援員による相談支援の強化 ・ひとり親家庭等自立支援事業の充実 ・遺児手当支給による経済的支援 ・医療費助成による負担軽減 ・家事生活援助の実施 ・ファミリー・サポート利用料の助成
子ども虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口体制の整備（子ども家庭総合支援拠点）（再掲）★17 ・要保護児童対策地域協議会を中心とした支援体制の強化 ・児童虐待防止啓発活動の実施 ・児童虐待防止対策研修会の実施 ・養育能力向上のための講座の実施 ・養育支援訪問事業の実施 ・DV防止研修の実施
子どもの貧困対策事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援（再掲） ・スクールソーシャルワーカーを窓口とした教育と福祉の連携 ・子どもの学習・生活支援事業の充実★23 ・理解促進のための啓発事業の実施 ・子ども食堂との連携強化

⑥子育てに
やさしい社
会の形成を
推進する

地域社会による子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんの駅の設定推進 ・はぐみんカード協賛店の加盟促進 ・地域の子育て支援団体等の育成・支援★24 ・児童センター(館)の運営（再掲） ・子育て支援者養成講座の実施 ・地域の子育て支援団体等のネットワーク化の推進★25
子育てに優しい社会の形成に向けた啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・親子のモラル向上のための講座実施 ・「こども110番の家」の設置促進 ・親子のふれあいや子どもと地域住民との交流を深める事業の実施
交通・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や関係団体による地域における見守りの実施 ・防犯パトロールの実施 ・交通安全教育の推進 ・防犯・安全教育の推進
非行防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・少年愛護センターによる市内巡回活動の実施 ・非行防止のための啓発活動の実施

⑦仕事と家
庭の両立を
支援する

ワークライフバランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業等の多様な預かり事業の整備・推進★26 ・意識啓発の推進
---------------	---

2. 重点的に進める取組み

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等については、本章の「3. 教育・保育の提供区域」以降に各事業別に今後5年間の量の見込み（需要量）と確保の方策（供給量）を定めつつ、今後の方向性を示し、各事業を推進するものとします。

また、子ども・子育て支援法に基づく重点施策以外の子ども・子育て支援に関する事業のうち、特に重点的な現在実施している取組み及び今後実施する取組みの方向性や取り入れるべき視点なども含め幅広く捉え、今後5年間に取組む施策について以下に記載します。

①安心して出産できる環境づくりを推進する

NO	主な取組み	取組みの概要	担当課
1	子育て世代包括支援センターでの支援の実施（利用者支援事業の実施）	母子保健施策と子育て支援施策の更なる連携を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。	子育て支援課 保健センター
2	子育て支援情報全般の集約と発信	専用サイトに妊娠期からの子育て支援に関する情報を集約し、周知します。また、メールマガジンによる情報発信を充実させます。	子育て支援課

②乳幼児を健やかに育てられる環境づくりを推進する

NO	主な取組み	取組みの概要	担当課
3	地域子育て支援拠点事業の推進	中学校区ごとに実施する地域子育て支援拠点相互の連携を図るとともに、各拠点の質の向上に取組み、身近な地域で子育ての不安が解消できるよう事業を実施します。	子育て支援課
4	地域の子育て支援団体等との連携強化	地域において子育て家庭が「孤育て」家庭とならないよう、地域で活動する子育て支援団体等との連携を図ります。	子育て支援課

③幼児教育・保育の充実を図る

NO	主な取組み	取組みの概要	担当課
5	幼児教育・保育の一体的な運営の推進	多様化する教育・保育ニーズ、低年齢児の待機児童対策や少子化等の課題に対応するため、教育・保育が一体となって取組むことが可能な環境整備・運営体制を推進します。	幼児保育課 学校教育課
6	待機児童対策の推進	年度途中に待機児童（特に0～2歳児）が発生する状況を踏まえ、低年齢児の受け入れ枠の拡大・充実を図ります。	幼児保育課
7	公民連携の推進	教育・保育ニーズの多様化に対応するため、特徴ある教育・保育を実施する私立保育園への移行を推進し、保護者が選べる教育・保育を提供します。	幼児保育課 学校教育課
8	園舎の老朽化対策	老朽化した園舎について、計画的に建替・大規模改修を行うことで、園児の保育環境の整備を図ります。	幼児保育課 学校教育課
9	国際化等に伴う体制整備の推進	国際化の進展により増加している外国籍児童への支援や保護者への相談体制を整えます。	幼児保育課 学校教育課

④子どもの教育や育成支援の充実を図る

NO	主な取組み	取組みの概要	担当課
10	教員・支援員の拡充	児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教員・支援員の拡充を行います。	学校教育課
11	いじめや不登校対策の推進	児童生徒に対する相談活動の充実や学校での児童生徒の心の安定や自立を援助することにより、早期の学校復帰等を目指します。	学校教育課
12	特別なニーズに対応した教育	支援を必要とする児童生徒に対して、適切な支援を行うことができるよう、支援員を配置することにより、学校生活の安定及び教育環境の向上を図ります。	学校教育課
13	外国人児童生徒に対する日本語教育などの積極的支援	初期の日本語教育を受けることにより、学校生活に早期適応が図れるようにします。また、日本語習得レベルに応じた日本語教育が受けられるようにします。	学校教育課
14	学校施設の老朽化対策	老朽化した校舎、体育館等の更新等を実施することにより、児童生徒の学習環境などの改善を図ります。	学校教育課
15	子どもが安全安心に過ごせる居場所の環境整備	小学校の更新等に合わせ、小学校内に子どもの居場所となる施設を整備し、放課後の安心・安全な居場所づくりに取組みます。	子育て支援課 学校教育課
16	放課後児童クラブ施設の公設化の推進	小学校の更新等に合わせ、小学校内に放課後児童クラブ施設を整備します。	子育て支援課 学校教育課

⑤安心して子育てが行える環境を充実させる

NO	主な取組み	取組みの概要	担当課
17	総合相談窓口体制の整備（子ども家庭総合支援拠点）	令和4年度までの開設を目指し、子どもの成長や子育ての悩みを安心して相談できるよう、市の相談窓口を整理集約し、必要な専門員を配置するなど相談しやすい体制を整備します。また、訪問等による継続的な支援の充実を図り、適切な支援を行います。	子育て支援課 保健センター 幼児保育課
18	子ども医療費助成の拡大	保護者の経済的負担を軽減することにより、子どもの適切な医療を受ける機会を確保し、健康の保持増進等の福祉の向上を図ります。なお、令和2年度から対象者を高校生等まで拡大します。	国保年金課
19	コミュニティ・スクールによる地域と学校の連携	地域と学校が互いにパートナーとして「連携・協働」することにより学校運営の改善や児童生徒の健全育成に地域とともに取組みます。	学校教育課
20	児童発達支援センターの機能の充実	特別な支援が必要な子どもの発達や状況に応じ、相談支援、訪問支援等の療育支援の充実を図ります。	幼児保育課
21	個別の教育支援計画に基づく教育、保育の実施（特別支援教育の充実）	特別な教育支援を必要とする子ども一人ひとりに合わせ、適切な指導・対応を行います。	学校教育課 幼児保育課
22	個別の教育支援計画を活用した幼保小中の連携強化	幼保小中連携を行うことにより、子ども一人ひとりに対し、切れ目のない適切な指導・対応を行います。	学校教育課 幼児保育課
23	子どもの学習・生活支援事業の充実	支援の必要な子ども一人ひとりに寄り添った学習機会の提供のほか、生活全般の相談を行い、将来への意欲を高められるよう支援します。	子育て支援課

⑥子どもの見守り、子育てにやさしい社会の形成を推進する

NO	主な取組み	取組みの概要	担当課
24	地域の子育て支援団体等の育成・支援	核家族化が進む中、子育て家庭が地域で孤立しないよう、地域で子育てを支援する団体の育成や支援を行います。	子育て支援課
25	地域の子育て支援団体等のネットワーク化の推進	地域における子育て支援の推進を目的として、地域の実情に応じて子育て支援団体や関係施設及び行政によるネットワークを構築します。	子育て支援課

⑦仕事と家庭の両立支援

NO	主な取組み	取組みの概要	担当課
26	多様な預かり事業の整備・推進	働く保護者の多様なニーズに対応した預かり事業を整備します。	子育て支援課 幼児保育課 学校教育課

3. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

教育・保育提供区域については、保護者や子どもが居宅に近い場所で、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための既存施設の状況などを総合的に勘案して、中学校区を区域とする5区域に設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業においては、市全域や小学校区で取組まなければならない事業があることから、事業ごとに提供区域を設定します。

※教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要と供給を見込むためのもので、利用者の利用範囲を制限するものではありません。

■教育・保育の提供区域

認定区分	対象年齢	対象施設	提供区域
1号認定	3～5歳（保育の必要性なし）	幼稚園・認定こども園	中学校区 （5区域）
2号認定	3～5歳（保育の必要性あり）	保育園・認定こども園	
3号認定	0～2歳（保育の必要性あり）	保育園・認定こども園 地域型保育事業	

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業名	提供区域
利用者支援事業	全域（1区域）
地域子育て支援拠点事業	中学校区（5区域）
妊婦健診	全域（1区域）
乳児家庭全戸訪問事業	全域（1区域）
養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業	全域（1区域）
子育て短期支援事業	全域（1区域）
ファミリー・サポート・センター事業	全域（1区域）
一時預かり事業	中学校区（5区域）
延長保育事業（時間外保育事業）	中学校区（5区域）
病児保育事業	全域（1区域）
放課後児童健全育成事業	小学校区（13区域）
実費徴収に係る補足給付を行う事業	全域（1区域）

4. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策・実施時期

【子ども・子育て支援法第61条第2項第1号関係】

■現在の実施状況

多様化する保育ニーズの中で、特に対応が求められている低年齢児保育について、公立保育園等での定員拡充に加え、小規模保育事業の整備を行うなど、待機児童対策に取り組んでいます。

また、保護者の就労の有無に関わらず、利用が可能な幼保一体化の取組みとして、保育園等のこども園化を推進し、現在では公立3園、私立1園の計4園の認定こども園において、教育・保育の一体的な提供を行っています。

■今後の方向性

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズがどのように変化するかを的確に捉え、特に低年齢児において待機児童が発生しないよう、適切な定員管理を行います。また、保育園等のこども園化を引き続き推進し、幼保一体化の拡充を図ります。

(1) 量の見込み

教育・保育の利用状況や利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情などを考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を設定しました。

(2) 提供体制の確保の方策

教育・保育の提供体制は、教育・保育提供区域における認定区分ごとに、教育・保育施設の配置状況、必要利用定員総数に対する施設の充足状況、地域の実情などを考慮し、各年度における確保の方策及びその実施時期を定めます。

満3歳以上の子ども（1・2号認定）については、一部地域を除き、現在の利用定員により必要利用定員総数を確保できる状況です。また、満3歳未満の子ども（3号認定）については、現在の利用定員により必要利用定員総数を確保できない状況です。

このため、小規模保育事業の整備や既存園の定員枠の見直しなど、低年齢児の受入れ拡大に向けた対応をより一層行う必要があります。なお、中学校区における確保が困難な場合は、地域における広域的な提供体制を確保します。

□地域型保育事業

事業名	概要
家庭的保育	少人数を対象にしたきめ細かな保育を実施（定員5人以下）
小規模保育	比較的小規模な保育を実施（定員6人～19人）
居宅訪問型保育	子どもの居宅において、1対1を基本とする保育を実施
事業所内保育	従業員の子どものほか、地域の子どもの保育を実施

□企業主導型保育施設（事業）

事業主拠出金を財源とし、従業員の様々な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援する一方、地域住民の子どもの受入れも可能とする事業として、平成28年度に創設された事業。

■教育・保育の提供体制（1・2号認定）

●全区域

単位：人

	1年目(R2)			2年目(R3)			3年目(R4)			4年目(R5)			5年目(R6)			
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	
① 量の見込み	906	1,925		868	1,913		836	1,857		806	1,806		775	1,782		
		153	1,772		152	1,761		148	1,709		144	1,662		142	1,640	
	1,059			1,020			984			950			917			
市外からの利用	226(阿久比180・武豊46)			226(阿久比180・武豊46)			226(阿久比180・武豊46)			226(阿久比180・武豊46)			226(阿久比180・武豊46)			
市外施設を利用	10(東浦町10)			10(東浦町10)			10(東浦町10)			10(東浦町10)			10(東浦町10)			
② 確保の方策	特定教育・保育施設等	1,836		2,374	1,836		2,374	1,836		2,374	1,836		2,374	1,836		2,374
	市外からの利用	226(阿久比180・武豊46)			226(阿久比180・武豊46)			226(阿久比180・武豊46)			226(阿久比180・武豊46)			226(阿久比180・武豊46)		
	市外施設を利用	10(東浦町10)			10(東浦町10)			10(東浦町10)			10(東浦町10)			10(東浦町10)		
②－①	777	602		816	613		852	665		886	712		919	734		

※表中①量の見込みは、必要利用定員を示す。また、②確保の方策「特定教育・保育施設等」は、1・2号認定においては認定こども園、幼稚園及び保育園等のことをいう。

令和2年度特定教育・保育施設等の利用定員

- ・学校教育（1・2号認定） ⇒ 幼稚園（8園）、認定こども園（4園） 1,836人
- ・保育の必要性あり（2号認定 学校教育の利用除く）
⇒ 保育園（15園）、認定こども園（4園） 2,374人

36、37 ページの教育・保育の提供体制の表にある「市外からの利用」の欄には、私立幼稚園の広域的な利用による数値を示し、阿久比町、武豊町の子どもが半田市内の私立幼稚園を利用する人数を、また「市外施設を利用」の欄には、半田市の子どもが東浦町の私立幼稚園を利用する人数を、現状の利用人数をふまえて表しています。

●半田中学校区域

単位：人

	1年目(R2)			2年目(R3)			3年目(R4)			4年目(R5)			5年目(R6)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外
① 量の見込み	220	477		210	474		204	460		196	446		187	444	
		38	439		38	436		36	424		36	410		36	408
	258			248			240			232			223		
市外からの利用	120(阿久比90・武豊30)	—		120(阿久比90・武豊30)	—		120(阿久比90・武豊30)	—		120(阿久比90・武豊30)	—		120(阿久比90・武豊30)	—	
② 確保の方策	529		679	529		679	529		679	529		679	529		679
市外からの利用	120(阿久比90・武豊30)	—		120(阿久比90・武豊30)	—		120(阿久比90・武豊30)	—		120(阿久比90・武豊30)	—		120(阿久比90・武豊30)	—	
② - ①	271		240	281		243	289		255	297		269	306		271

令和2年度特定教育・保育施設等の利用定員

- ・学校教育（1・2号認定）⇒ 幼稚園（2園）、認定こども園（2園） 529人
- ・保育の必要性あり（2号認定 学校教育の利用除く）⇒ 保育園（4園）、認定こども園（2園） 679人

●乙川中学校区域

単位：人

	1年目(R2)			2年目(R3)			3年目(R4)			4年目(R5)			5年目(R6)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外
① 量の見込み	251	538		239	535		231	523		223	506		213	500	
		42	496		42	493		42	481		40	466		40	460
	293			281			273			263			253		
市外からの利用	106(阿久比90・武豊16)	—		106(阿久比90・武豊16)	—		106(阿久比90・武豊16)	—		106(阿久比90・武豊16)	—		106(阿久比90・武豊16)	—	
② 確保の方策	570		500	570		500	570		500	570		500	570		500
市外からの利用	106(阿久比90・武豊16)	—		106(阿久比90・武豊16)	—		106(阿久比90・武豊16)	—		106(阿久比90・武豊16)	—		106(阿久比90・武豊16)	—	
② - ①	277		4	289		7	297		19	307		34	317		40

令和2年度特定教育・保育施設等の利用定員

- ・学校教育（1・2号認定）⇒ 幼稚園（2園） 570人
- ・保育の必要性あり（2号認定 学校教育の利用除く）⇒ 保育園（3園） 500人

●亀崎中学校区域

単位：人

	1年目(R2)			2年目(R3)			3年目(R4)			4年目(R5)			5年目(R6)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外
① 量の見込み	106	200		102	200		99	193		96	188		95	186	
		16	184		16	184		16	177		15	173		15	171
	122			118			115			111			110		
市外施設を利用	10(東浦町10)	—		10(東浦町10)	—		10(東浦町10)	—		10(東浦町10)	—		10(東浦町10)	—	
② 確保の方策	190		385	190		385	190		385	190		385	190		385
市外施設を利用	10(東浦町10)	—		10(東浦町10)	—		10(東浦町10)	—		10(東浦町10)	—		10(東浦町10)	—	
② - ①	68		201	72		201	75		208	79		212	80		214

令和2年度特定教育・保育施設等の利用定員

- ・学校教育（1・2号認定）⇒ 幼稚園（1園）、認定こども園（1園） 190人
- ・保育の必要性あり（2号認定 学校教育の利用除く）⇒ 保育園（3園）、認定こども園（1園） 385人

●成岩中学校区域

単位：人

	1年目(R2)			2年目(R3)			3年目(R4)			4年目(R5)			5年目(R6)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外
① 量の見込み	178	381		170	377		161	364		156	358		150	348	
		30	351		29	348		28	336		29	329		27	321
	208			199			189			185			177		
② 確保の方策 特定教育・ 保育施設	340	510		340	510		340	510		340	510		340	510	
② - ①	132	159		141	162		151	174		155	181		163	189	

令和2年度特定教育・保育施設の利用定員

- ・学校教育（1・2号認定） ⇒ 幼稚園（2園） 340人
- ・保育の必要性あり（2号認定 学校教育の利用除く） ⇒ 保育園（4園） 510人

●青山中学校区域

単位：人

	1年目(R2)			2年目(R3)			3年目(R4)			4年目(R5)			5年目(R6)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外
① 量の見込み	151	329		147	327		141	317		135	308		130	304	
		27	302		27	300		26	291		24	284		24	280
	178			174			167			159			154		
② 確保の方策 特定教育・ 保育施設	207	300		207	300		207	300		207	300		207	300	
② - ①	29	-2		33	0		40	9		48	16		53	20	

令和2年度特定教育・保育施設の利用定員

- ・学校教育（1・2号認定） ⇒ 幼稚園（1園）、認定こども園（1園） 207人
- ・保育の必要性あり（2号認定 学校教育の利用除く）
⇒ 保育園（1園）、認定こども園（1園） 300人

■教育・保育の提供体制（3号認定）

●全域

単位：人

	1年目(R2)		2年目(R3)		3年目(R4)		4年目(R5)		5年目(R6)		
	3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	142	664	141	654	139	644	137	635	135	627	
②確保の方策	特定教育・保育施設等	133	717	133	717	133	717	133	717	133	717
	企業主導型 保育施設(地域枠)	15	46	15	46	15	46	15	46	15	46
②-①	6	99	7	109	9	119	11	128	13	136	

※表中①量の見込みは、必要利用定員を示す。また、②確保の方策「特定教育・保育施設等」は、3号認定においては認定こども園、保育園及び地域型保育事業のことをいう。

令和2年度特定教育・保育施設等の利用定員

- ・ 0歳（3号認定） ⇒ 保育園（8園）、認定こども園（3園）、
地域型保育事業（4か所） 133人
企業主導型（地域枠）（8か所） 15人
- ・ 1-2歳（3号認定） ⇒ 保育園（16園）、認定こども園（3園）、
地域型保育事業（5か所） 717人
企業主導型（地域枠）（8か所） 46人

※各中学校区において、提供体制に不足が生じる場合は、隣接する区域の広域的な利用で対応する。

●半田中学校区域

単位：人

	1年目(R2)		2年目(R3)		3年目(R4)		4年目(R5)		5年目(R6)		
	3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	31	159	31	157	31	155	31	153	31	149	
②確保の方策	特定教育・保育施設等	36	201	36	201	36	201	36	201	36	201
	企業主導型 保育施設(地域枠)	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10
②-①	9	52	9	54	9	56	9	58	9	62	

令和2年度特定教育・保育施設等の利用定員

- ・ 0歳（3号認定） ⇒ 保育園（2園）、認定こども園（2園） 36人
企業主導型（地域枠）（2か所） 4人
- ・ 1-2歳（3号認定） ⇒ 保育園（4園）、認定こども園（2園）
地域型保育事業（1か所） 201人
企業主導型（地域枠）（2か所） 10人

●乙川中学校区域

単位：人

	1年目(R2)		2年目(R3)		3年目(R4)		4年目(R5)		5年目(R6)		
	3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	40	185	39	182	38	181	38	178	37	176	
②確保の方策	特定教育・保育施設等	39	151	39	151	39	151	39	151	39	151
	企業主導型 保育施設(地域枠)	6	21	6	21	6	21	6	21	6	21
②-①	5	-13	6	-10	7	-9	7	-6	8	-4	

令和2年度特定教育・保育施設等の利用定員

- ・ 0歳（3号認定） ⇒ 保育園（3園）、地域型保育事業（2か所） 39人
企業主導型（地域枠）（3か所） 6人
- ・ 1-2歳（3号認定） ⇒ 保育園（4園）、地域型保育事業（2か所） 151人
企業主導型（地域枠）（3か所） 21人

●亀崎中学校区域

単位：人

	1年目(R2)		2年目(R3)		3年目(R4)		4年目(R5)		5年目(R6)		
	3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	14	59	14	59	14	57	14	57	14	55	
②確保の方策	特定教育・保育施設等	10	108	10	108	10	108	10	108	10	108
	企業主導型 保育施設(地域枠)	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
② - ①	-3	53	-3	53	-3	55	-3	55	-3	57	

令和2年度特定教育・保育施設等の利用定員

- ・ 0歳（3号認定） ⇒ 保育園（1園） 10人
企業主導型（地域枠）（1か所） 1人
- ・ 1 - 2歳（3号認定） ⇒ 保育園（3園） 108人
企業主導型（地域枠）（1か所） 4人

●成岩中学校区域

単位：人

	1年目(R2)		2年目(R3)		3年目(R4)		4年目(R5)		5年目(R6)		
	3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	31	133	31	130	31	128	29	126	29	126	
②確保の方策	特定教育・保育施設等	27	172	27	172	27	172	27	172	27	172
	企業主導型 保育施設(地域枠)	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5
② - ①	-3	44	-3	47	-3	49	-1	51	-1	51	

令和2年度特定教育・保育施設等の利用定員

- ・ 0歳（3号認定） ⇒ 保育園（2園） 27人
企業主導型（地域枠）（1か所） 1人
- ・ 1 - 2歳（3号認定） ⇒ 保育園（4園） 172人
企業主導型（地域枠）（1か所） 5人

●青山中学校区域

単位：人

	1年目(R2)		2年目(R3)		3年目(R4)		4年目(R5)		5年目(R6)		
	3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	26	128	26	126	25	123	25	121	24	121	
②確保の方策	特定教育・保育施設等	21	85	21	85	21	85	21	85	21	85
	企業主導型 保育施設(地域枠)	3	6	3	6	3	6	3	6	3	6
② - ①	-2	-37	-2	-35	-1	-32	-1	-30	0	-30	

令和2年度特定教育・保育施設等の利用定員

- ・ 0歳（3号認定） ⇒ 認定こども園（1園）、地域型保育事業（2か所） 21人
企業主導型（地域枠）（1か所） 3人
- ・ 1 - 2歳（3号認定） ⇒ 保育園（1園）、認定こども園（1園）、
地域型保育事業（2か所） 85人
企業主導型（地域枠）（1か所） 6人

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策・実施時期

【子ども・子育て支援法第61条第2項第2号関係】

(1) 利用者支援事業【区域：全域】

子どもや保護者あるいは妊娠している方が、保育園・幼稚園・認定こども園の施設をはじめ、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう情報を提供するほか、必要に応じ相談・助言を行うなど、関係機関との連絡調整や相談などを含めた支援を行います。

本市では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を確保するため、「子育て世代包括支援センター」《資料編：資料 9(89ページ)参照》の仕組みとして、「基本型」と「母子保健型」を実施します。

<基本型>

- ①子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズに合った情報を提供し、円滑にサービスが利用できるよう支援します。
- ②子育て支援を実施している関係機関と連携し、地域の子育て情報を収集します。
- ③積極的に広報し、サービス利用者に周知します。

<母子保健型>

- ①妊娠期から育児期にわたるまでの様々な相談に応じ、母子保健サービス等の支援や情報提供を行います。
- ②家庭の状況等に応じて、支援プランの策定を行います。

■現在の実施状況・課題

国が示す事業形態では、職員体制として育児・保育に関する相談指導等について、相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通した者を専任職員として配置することとされています。子育て支援課では、子育て総合相談窓口を設け、専任職員を配置し、子育てに関することや子どもの発達、児童虐待、家庭のことなど、子どもや家庭に関わる様々な相談に対応していますが、各関係部署との連携、利用者支援事業の周知及び拠点の拡充が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

課題を踏まえ、基本型については、各関係部署との連携を図りつつ、子育て支援課窓口にて実施しますが、子育て支援センターでの開設も目指します。

○目標事業量

【基本型】

	1年目 (R 2)	2年目 (R 3)	3年目 (R 4)	4年目 (R 5)	5年目 (R 6)
①量の見込み	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保の方策	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②- ①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【母子保健型】

	1年目 (R 2)	2年目 (R 3)	3年目 (R 4)	4年目 (R 5)	5年目 (R 6)
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②- ①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(2) 地域子育て支援拠点事業【区域：中学校区】

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

■現在の実施状況・課題

本市では、子育て支援センター、岩滑こども園子育て支援室、板山ふれあいセンター、青山児童センター、乙川中学校区、亀崎中学校区の合計6か所で、地域子育て支援拠点事業を実施しています。

子育て支援センターでは、週7日、1日あたり8時間30分の子育て支援サービスを提供しており、岩滑こども園子育て支援室始め5か所は、週5日、1日あたり5時間の子育て支援事業を実施しています。いずれも基本事業として、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談と援助、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等を実施しています。また、子育て支援センターでは基本事業に加え、地域支援を実施しています。

本市においても、核家族化、地域との関係の希薄化等、子育て環境の変化は著しく、母親の子育てへの負担感は増しています。親の養育能力の低下や、それに伴う子どもの健やかな育ちへの懸念もしばしば指摘されています。居宅から容易に移動することが可能な範囲にあり、子どもを遊ばせながら気軽に相談できる場所、必要な情報を得ることのできる場所、子育て中の親子や地域で活動する子育て支援者となつながりを持つことのできる場所の必要性が高まっています。

現在、地域子育て支援拠点事業を6か所で実施していますが、拠点施設相互の情報共有等が十分でなく、各地区で支援に差が生じる懸念があるため、今後は連絡会等を実施し、情報共有や質の均一化を図ることや、より多くの市民に利用してもらえるよう、共同でPR活動を行うなど、地域に根付いた事業としていく必要があります。また、地域における子育て支援の更なる充実のため、地域子育て支援拠点と市民活動団体等が運営する子育てサロンや子育てひろばなどとの連携が必要であり、ネットワーク化が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

今後は、施設における子育て支援だけでなく、施設を中心とした地域全体での子育て支援の取組みや、よりきめ細やかな情報発信ができるよう、事業の一層の充実を図ります。また、現在、市内6か所で実施する地域子育て支援拠点事業の事業所相互の情報交換を行い、連携を図ります。

更に、引き続き市民活動団体や子育て支援関連施設等との連携により地域のつながりを深める中で、地域での子育て支援の充実に向けたネットワーク化に取り組めます。

○目標事業量

		1年目 (R 2)	2年目 (R 3)	3年目 (R 4)	4年目 (R 5)	5年目 (R 6)	
半 田	① 量の見込み	15,346 人回	15,983 人回	16,645 人回	17,335 人回	18,054 人回	
	② 確保の方策	子育て支援センター (一般型)	11,792 人回 (1 か所)	12,251 人回 (1 か所)	12,726 人回 (1 か所)	13,221 人回 (1 か所)	13,734 人回 (1 か所)
		こども園子育て支援室 (一般型)	3,554 人回 (1 か所)	3,732 人回 (1 か所)	3,919 人回 (1 か所)	4,114 人回 (1 か所)	4,320 人回 (1 か所)
	② - ①	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	
乙 川	① 量の見込み	6,000 人回	6,275 人回	6,562 人回	6,862 人回	7,176 人回	
	② 確保の方策	子育て支援センター (一般型)	2,446 人回 (1 か所)	2,543 人回 (1 か所)	2,643 人回 (1 か所)	2,748 人回 (1 か所)	2,856 人回 (1 か所)
		乙川地区委託拠点 (一般型)	3,554 人回 (1 か所)	3,732 人回 (1 か所)	3,919 人回 (1 か所)	4,114 人回 (1 か所)	4,320 人回 (1 か所)
	② - ①	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	
亀 崎	① 量の見込み	4,307 人回	4,468 人回	4,637 人回	4,815 人回	5,005 人回	
	② 確保の方策	子育て支援センター (一般型)	753 人回 (1 か所)	736 人回 (1 か所)	718 人回 (1 か所)	701 人回 (1 か所)	685 人回 (1 か所)
		亀崎地区委託拠点 (一般型)	3,554 人回 (1 か所)	3,732 人回 (1 か所)	3,919 人回 (1 か所)	4,114 人回 (1 か所)	4,320 人回 (1 か所)
	② - ①	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	
成 岩	① 量の見込み	12,326 人回	12,837 人回	13,370 人回	13,924 人回	14,501 人回	
	② 確保の方策	子育て支援センター (一般型)	12,326 人回 (1 か所)	12,837 人回 (1 か所)	13,370 人回 (1 か所)	13,924 人回 (1 か所)	14,501 人回 (1 か所)
	② - ①	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	
青 山	① 量の見込み	23,653 人回	24,624 人回	25,634 人回	26,684 人回	27,771 人回	
	② 確保の方策	子育て支援センター (一般型)	2,545 人回 (1 か所)	2,539 人回 (1 か所)	2,533 人回 (1 か所)	2,526 人回 (1 か所)	2,520 人回 (1 か所)
		児童センター (一般型)	21,108 人回 (2 か所)	22,085 人回 (2 か所)	23,101 人回 (2 か所)	24,158 人回 (2 か所)	25,251 人回 (2 か所)
	② - ①	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	
合 計	① 量の見込み	61,632 人回	64,187 人回	66,848 人回	69,620 人回	72,507 人回	
	② 確保の方策	61,632 人回	64,187 人回	66,848 人回	69,620 人回	72,507 人回	
	② - ①	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	

※年間数値を表示

(3) 妊婦健診【区域：全域】

妊娠・出産期からの切れ目のない支援をすることが重要であり、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健関連施策等を推進することが必要となっています。

■現在の実施状況・課題

本市では、妊娠から出産、育児の一貫した健康管理を行っています。妊娠後の母子健康手帳の交付から、乳幼児の健康診査まで保健センターを中心に事業を行っています。また、妊婦健康診査 14 回、産婦健康診査 1 回、妊婦歯科健診 1 回、乳幼児健康診査の公費負担を実施しています。今後も妊娠中の健康管理や乳幼児の健康保持・向上させるための公費負担を継続します。

■今後の方向性・目標事業量

今後も妊娠中の健康管理や乳幼児の健康保持・向上させるための公費負担を継続します。また、産後は心身ともに不安定となりやすい時期のため、産後の体調不良や産後うつ病の早期発見・対応を目的に、産後 2 週間健診の実施を追加すべきか検討を行います。

○目標事業量

	1 年目 (R 2)	2 年目 (R 3)	3 年目 (R 4)	4 年目 (R 5)	5 年目 (R 6)
①量の見込み	944 人 11,029 回	932 人 10,892 回	920 人 10,757 回	909 人 10,624 回	898 人 10,492 回
②確保の方策	944 人 11,029 回	932 人 10,892 回	920 人 10,757 回	909 人 10,624 回	898 人 10,492 回
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※上段：受診票交付者数、下段：健診回数

※健診対象者及び健診回数は、0 歳児人口推計の減少率を乗じて算出したもの。

※愛知県では統一して公費の健診を受けることができるよう、県医師会と協力しながら実施しています。

▽受診票交付者数（実績）

H26	H27	H28	H29	H30
1,087 人	987 人	950 人	1,004 人	907 人

(4) 乳児家庭全戸訪問事業【区域：全域】

乳児家庭全戸訪問事業は平成 19 年度から開始し、平成 21 年 4 月からは子育て支援事業として児童福祉法に基づき実施しています。この事業は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目指すものです。生後 2 か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供を行うなどの支援を実施しています。

■現在の実施状況・課題

本市では、生後 2 か月の乳児のいるすべての家庭を対象に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。身近に支援者等がない核家族でも安心して子育てができるよう、地域ぐるみの支援を推進するため、各地域の民生・児童委員、主任児童委員が訪問し、継続支援が必要な家庭には、保健師、助産師による訪問等による育児支援を実施しています。

■今後の方向性・目標事業量

民生・児童委員、主任児童委員と連携し、生後 2 か月の乳児のいるすべての家庭の養育環境の把握に努め、地域での子育て支援を実施します。

○目標事業量

	1 年目 (R 2)	2 年目 (R 3)	3 年目 (R 4)	4 年目 (R 5)	5 年目 (R 6)
①量の見込み	928 人	917 人	906 人	895 人	884 人
②確保の方策	928 人	917 人	906 人	895 人	884 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※訪問実施数

▽訪問実施（実績）

	H26	H27	H28	H29	H30
訪問対象数	947 人	970 人	984 人	917 人	967 人
訪問実績（うち民生・児童委員訪問数）	874 人 (780 人)	889 人 (828 人)	928 人 (825 人)	881 人 (773 人)	908 人 (810 人)
訪問以外での対応実績	73 人	81 人	56 人	36 人	59 人

※訪問対象者数は、出生から 2 か月児が対象となるため、出生数とは異なります。

(5) 養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業【区域：全域】

子どもが安全、安心な環境で育つことができるよう、母親の妊娠・出産・育児期から保護者の育児、家事等における養育能力を身に付けられるよう支援することが必要となっています。

■現在の実施状況・課題

本市では、児童福祉法に基づき半田市要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）《資料編：資料 6(84ページ)参照》を設置し、特定妊婦（出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦）、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）の家庭の把握に努めています。その上で、知多児童・障害者相談センター（以下「知多児相」という。）を始めとした子どもや家庭に関わる機関が情報共有し、連携して当該家庭及び子どもへの支援、対応を行っています。

また、様々な要因で養育支援が特に必要となっている家庭については、「養育支援訪問事業」として、家庭児童相談員や保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っています。特に家事・育児支援が必要な家庭については、育児・家事援助を民間事業所に委託し、よりきめ細かに支援を行っています。

このほか、出産前から産褥期の妊産婦が体調不良等により日常生活を営むのに支障がある家庭に対して家事・育児援助などを行う「妊産婦家庭サポート事業」を実施しています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も要対協事務局の子育て支援課が知多児相や保健センターなどの関係機関と密に連携し、支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、当該家庭や子どもの課題を共有し、適切な支援を行います。

また、特に養育支援が必要な家庭においては、専門員が定期的に家庭訪問し、個々の課題に応じた指導助言を行うほか、育児・家事援助を引き続き民間事業所に委託するなど、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

更に、民生・児童委員や主任児童委員など地域の協力も得ながら、当該家庭や子どもあるいは妊産婦が安心、安全かつ安定した日常生活を営むことができるよう支援します。

○目標事業量

養育支援訪問事業実施回数	1年目 (R 2)	2年目 (R 3)	3年目 (R 4)	4年目 (R 5)	5年目 (R 6)
①量の見込み	170回	170回	170回	170回	170回
②確保の方策	170回	170回	170回	170回	170回
②-①	0回	0回	0回	0回	0回

※目標事業量は、対象世帯に訪問した年間実施回数。

▽養育支援訪問事業実施件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
養育支援訪問実施件数	11件	16件	16件	11件	11件

※平成30年度までの実績値は、子育て支援課が対象とした年間案件（世帯）数。

(6) 子育て短期支援事業【区域：全域】

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合や、夫の暴力等により母子を緊急に一時保護する場合に、子どもを児童養護施設等で保護するものです。

また、夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり子どもの養育が困難となった場合等に、子どもを児童養護施設等で保護するものです。

■現在の実施状況・課題

短期入所生活援助事業は、市内の母子生活支援施設を始め、助産院や近隣の児童養護施設等での受入れ体制を整え、利用者のニーズに応じた支援を行っています。

近年では、育児疲れにより養育が困難であると相談があった家庭を短期入所生活援助事業の利用につなげていますが、利用中の通学・通園が課題となっています。

また、子どもあるいは母子の保護に関しては、知多児相や愛知県女性相談センター等と連携し、対象となる家庭の状況を踏まえ、適切に一時保護あるいは措置を行っています。

なお、夜間養護等事業は、提供体制が整っていないため実施していません。

■今後の方向性・目標事業量

保護等が必要な子どもあるいは母子に対しては、その状況を適切に把握したうえで、知多児相や愛知県女性相談センターと連携して、短期入所生活援助事業又は一時保護等による支援を引き続き行います。

また、夜間養護等事業は、提供体制が整っていないため実施していませんが、引き続きファミリー・サポート・センター事業等の類似の支援が行える事業により対応します。

なお、短期入所生活援助事業利用中の通学が可能となるよう施設と調整を図ります。

○目標事業量

	1年目 (R 2)	2年目 (R 3)	3年目 (R 4)	4年目 (R 5)	5年目 (R 6)
①量の見込み	38日	38日	38日	38日	38日
②確保の方策	38日	38日	38日	38日	38日
②-①	0日	0日	0日	0日	0日

※目標事業量は、対象となる見込み家庭の年間実施日数。

※目標事業量に夜間養護等事業は含まれていません。

※量の見込みは、過去5年間の実績のうち最大値（日数）で見込んでいます。

※確保の方策は、量の見込みの件数にすべて対応するものとして数値を設定しています。

▽子育て短期支援事業実施件数（実績）

	H26	H27	H28	H29	H30
延べ日数	14日	17日	21日	38日	32日
延べ人数	10人	4人	7人	10人	12人
延べ世帯	4世帯	3世帯	3世帯	8世帯	7世帯

(7) ファミリー・サポート・センター事業【区域：全域】

乳幼児や小学生の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。

■現在の実施状況・課題

核家族の増加や共働き世帯の増加など、子育ての負担感が高まる中、仕事と子育てを両立させるため様々な支援が必要とされています。

本市では、平成 26 年度以降、毎年 3,000 件を超える活動件数があり、その多くが保育園等への送迎や保育時間外の預かりです。現在は、依頼に対して、概ね援助が充足している状態ですが、援助会員の高齢化や一部の援助会員に援助活動が偏るなど、負担感も増してきている状況にあります。

■今後の方向性・目標事業量

今後もニーズの増加が予想されるため、援助会員を確保する必要があります。定年退職者への声掛けなどに加え、現役子育て世代が互いに助け合う仕組みづくりを目指します。また、援助会員へのサポートを検討します。

○目標事業量

【活動件数】

	1 年目 (R 2)	2 年目 (R 3)	3 年目 (R 4)	4 年目 (R 5)	5 年目 (R 6)
①量の見込み	3,320 件 (1 か所)	3,323 件 (1 か所)	3,326 件 (1 か所)	3,330 件 (1 か所)	3,333 件 (1 か所)
②確保の方策	3,552 件 (1 か所)	3,730 件 (1 か所)	3,908 件 (1 か所)	4,083 件 (1 か所)	4,263 件 (1 か所)
②-①	232 件 (1 か所)	407 件 (1 か所)	582 件 (1 か所)	753 件 (1 か所)	930 件 (1 か所)

※量の見込みは、平成 28 年度から平成 30 年度の伸び率の平均を、直近の実績に乗じた値としています。

※確保の方策は、〔援助会員の推計値イに年間依頼件数の平均値ウと会員割合目標値エを乗じた数値〕としています。

▽会員・活動状況等

ア 会員数及び活動件数（実績）

	H26	H27	H28	H29	H30
(ア)依頼会員	559 人	580 人	608 人	616 人	626 人
(イ)援助会員	199 人	208 人	221 人	236 人	242 人
(ウ)活動件数	3,856 件	4,676 件	3,346 件	3,088 件	3,317 件

イ 推計会員数（実績より推計したもの）

	1 年目 (R 2)	2 年目 (R 3)	3 年目 (R 4)	4 年目 (R 5)	5 年目 (R 6)
(ア)依頼会員	630 人	657 人	685 人	714 人	745 人
(イ)援助会員	245 人	268 人	293 人	320 人	350 人

※それぞれに両方会員数を加えてあります。両方会員とは、援助を受けることを希望するが、援助を行うこともできる者をいいます。

ウ 依頼会員一人あたりの年間依頼件数の平均値（実績） 5.8 件

エ 会員割合

	R2	R3	R4	R5	R6
目標	2.5 人	2.4 人	2.3 人	2.2 人	2.1 人

※援助会員 1 人に対する依頼会員の数。事業の最終目標値として、援助会員 1 人に対して依頼会員 2 人という割合を設定しています。

(8) 一時預かり事業【区域：中学校区】

①一時預かり事業（幼稚園型）

保護者がパートタイム就労や疾病・出産などの理由により、家庭での保育が困難な場合に、幼稚園等において在園児を対象に預かり保育を行います。

■現在の実施状況・課題

預かり保育の実施にあたっては、通常保育と同様に受け入れ環境の整備及び職員配置が必要となります。預かり保育ニーズの把握とそれに見合った受入体制の確保が必要となります。

■今後の方向性・目標事業量

すべての公立幼稚園で預かり保育を実施し、可能な範囲で保護者の利用希望に合ったサービスの提供を行います。

○目標事業量

		1年目 (R 2)	2年目 (R 3)	3年目 (R 4)	4年目 (R 5)	5年目 (R 6)
半田	①量の見込み	5,700 人日	6,000 人日	6,000 人日	6,000 人日	6,000 人日
	②確保の方策	5,700 人日 (2 か所)	6,000 人日 (2 か所)	6,000 人日 (2 か所)	6,000 人日 (2 か所)	6,000 人日 (2 か所)
	②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
乙川	①量の見込み	5,700 人日	6,000 人日	6,000 人日	6,000 人日	6,000 人日
	②確保の方策	5,700 人日 (2 か所)	6,000 人日 (2 か所)	6,000 人日 (2 か所)	6,000 人日 (2 か所)	6,000 人日 (2 か所)
	②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
亀崎	①量の見込み	2,700 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日
	②確保の方策	2,700 人日 (1 か所)	3,000 人日 (1 か所)	3,000 人日 (1 か所)	3,000 人日 (1 か所)	3,000 人日 (1 か所)
	②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
成岩	①量の見込み	5,400 人日	6,000 人日	6,000 人日	6,000 人日	6,000 人日
	②確保の方策	5,400 人日 (2 か所)	6,000 人日 (2 か所)	6,000 人日 (2 か所)	6,000 人日 (2 か所)	6,000 人日 (2 か所)
	②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
青山	①量の見込み	2,700 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日
	②確保の方策	2,700 人日 (1 か所)	3,000 人日 (1 か所)	3,000 人日 (1 か所)	3,000 人日 (1 か所)	3,000 人日 (1 か所)
	②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
合計	①量の見込み	22,200 人日	24,000 人日	24,000 人日	24,000 人日	24,000 人日
	②確保の方策	22,200 人日 (8 か所)	24,000 人日 (8 か所)	24,000 人日 (8 か所)	24,000 人日 (8 か所)	24,000 人日 (8 か所)
	②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

令和2年度一時預かり事業（幼稚園型）の利用定員

【全域】幼稚園等（8園）		24,000人日
・半田中学校区域	⇒ 幼稚園等（2園）	6,000人日
・乙川中学校区域	⇒ 幼稚園等（2園）	6,000人日
・亀崎中学校区域	⇒ 幼稚園等（1園）	3,000人日
・成岩中学校区域	⇒ 幼稚園等（2園）	6,000人日
・青山中学校区域	⇒ 幼稚園等（1園）	3,000人日

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

保護者がパートタイム就労や疾病・出産などの理由により、家庭での保育が困難な場合に、保育園等において一時的な保育を行います。

保育園等では満1歳以上を対象とし、子育て支援センター（施設内託児室）では生後6か月以上を対象として一時的な保育を実施しています。

■現在の実施状況・課題

一時的な保育の拡充については、通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保育ニーズの高まりを受け、保育士の確保が課題となっています。

また、一時保育のメニュー（緊急一時保育、非定型的保育、私的保育サービス）の3つについて、保護者の就労形態等を考慮し、既存の体制（利用時間など）が保護者のニーズを充足しているかどうかを引き続き検討する必要があります。加えて、利用状況を把握し、一時保育を実施する園を拡充（縮減）する等、柔軟に対応する必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズがどのように変化するかを的確にとらえ、現在の一時保育のメニューが保護者のニーズを充足しているかどうかを検討し、柔軟に対応していきます。

○目標事業量

		1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)	
半田	①量の見込み	1,250人日	1,234人日	1,218人日	1,202人日	1,186人日	
	②確保の方策	保育園等	858人日 (2か所)	782人日 (2か所)	713人日 (2か所)	651人日 (2か所)	593人日 (2か所)
		子育て支援センター	392人日 (1か所)	452人日 (1か所)	505人日 (1か所)	551人日 (1か所)	593人日 (1か所)
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
乙川	①量の見込み	1,360人日	1,343人日	1,325人日	1,308人日	1,291人日	
	②確保の方策	保育園等	1,360人日 (1か所)	1,343人日 (1か所)	1,325人日 (1か所)	1,308人日 (1か所)	1,291人日 (1か所)
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
亀崎	①量の見込み	497人日	491人日	484人日	478人日	472人日	
	②確保の方策	保育園等	497人日 (2か所)	491人日 (2か所)	484人日 (2か所)	478人日 (2か所)	472人日 (2か所)
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
成岩	①量の見込み	1,004人日	991人日	978人日	965人日	953人日	
	②確保の方策	保育園等	1,004人日 (2か所)	991人日 (2か所)	978人日 (2か所)	965人日 (2か所)	953人日 (2か所)
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
青山	①量の見込み	909人日	897人日	885人日	874人日	862人日	
	②確保の方策	保育園等	488人日 (1か所)	488人日 (1か所)	488人日 (1か所)	488人日 (1か所)	488人日 (1か所)
	②-①	△421人日	△409人日	△397人日	△386人日	△374人日	
合計	①量の見込み	5,020人日	4,956人日	4,890人日	4,827人日	4,764人日	
	②確保の方策	保育園等	4,207人日 (8か所)	4,095人日 (8か所)	3,988人日 (8か所)	3,890人日 (8か所)	3,797人日 (8か所)
		子育て支援センター	392人日 (1か所)	452人日 (1か所)	505人日 (1か所)	551人日 (1か所)	593人日 (1か所)
	②-①	△421人日	△409人日	△397人日	△386人日	△374人日	

令和2年度一時預かり事業（幼稚園型を除く）の利用定員

【全域】保育園等（8園）、子育て支援センター

- ・半田中学校区域 ⇒ 保育園等（2園） 976人日、子育て支援センター 4,152人日
- ・乙川中学校区域 ⇒ 保育園等（1園） 2,440人日
- ・亀崎中学校区域 ⇒ 保育園等（2園） 2,440人日
- ・成岩中学校区域 ⇒ 保育園等（2園） 5,368人日
- ・青山中学校区域 ⇒ 保育園等（1園） 488人日

※青山中学校区域については、子育て支援センターの広域的な利用、隣接する区域の利用で対応している状況である。

(9) 延長保育事業【区域：中学校区】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、保育園等において、午後4時までの通常保育時間を超えて、最長で午後7時までの延長保育を実施しています。

■現在の実施状況・課題

延長保育ニーズは依然として高い傾向にあり、各保護者が希望する延長保育を実施する園に入園できない事象が発生しています。そのため、午後7時まで（もしくは午後7時以降）の延長保育を実施する園を増やしたり、既に実施している園の定員を増やすなどの対応を検討する必要があります。

また、利用希望は年々増加傾向にあるため、保育士の確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により、延長保育ニーズがどのように変化するかを的確にとらえ、現在の延長保育の体制が保護者のニーズを充足しているかどうかを検討し、柔軟な対応を図ることとします。また、保護者からの申請（延長保育の必要性など）の確認を厳格化し、真に延長保育が必要な保護者が利用できる制度となるよう改善を図ります。

○目標事業量

		1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
半田	①量の見込み	118人	131人	145人	160人	177人
	②確保の方策	118人(6か所)	131人(6か所)	145人(6か所)	160人(6か所)	177人(6か所)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
乙川	①量の見込み	72人	80人	88人	97人	107人
	②確保の方策	72人(6か所)	80人(6か所)	88人(6か所)	97人(6か所)	107人(6か所)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
亀崎	①量の見込み	41人	45人	50人	55人	61人
	②確保の方策	41人(4か所)	45人(4か所)	50人(4か所)	55人(4か所)	61人(4か所)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
成岩	①量の見込み	82人	91人	101人	112人	124人
	②確保の方策	82人(4か所)	91人(4か所)	101人(4か所)	112人(4か所)	124人(4か所)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
青山	①量の見込み	25人	28人	31人	34人	38人
	②確保の方策	25人(4か所)	28人(4か所)	31人(4か所)	34人(4か所)	38人(4か所)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
合計	①量の見込み	338人	375人	415人	458人	507人
	②確保の方策	338人(24か所)	375人(24か所)	415人(24か所)	458人(24か所)	507人(24か所)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(10) 病児保育事業【区域：全域】

病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで一時的に預かるものです。

■現在の実施状況・課題

現在は、病児保育を1施設で実施していますが、令和元年度の利用人数は、上半期で前年度実績を超えており、本事業の周知がかなり浸透してきたと思われます。今後も市外利用者の登録者数を増やす等、必要な対応が求められています。

■今後の方向性・目標事業量

病児保育事業については、市内の保育園や医療機関など、保護者が利用する場所に本事業の案内掲示を行うなど、引き続き利用促進がなされるよう、必要な対応を行います。

○目標事業量

	1年目 (R 2)	2年目 (R 3)	3年目 (R 4)	4年目 (R 5)	5年目 (R 6)
①量の見込み	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日
②確保の方策	500 人日 (1 か所)	500 人日 (1 か所)	500 人日 (1 か所)	500 人日 (1 か所)	500 人日 (1 か所)
②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

令和2年度病児保育の利用定員

・病児保育（1 か所） 1,464 人日（定員6人×開所日数244日）

(11) 放課後児童健全育成事業【区域：小学校区】

保護者が就労等により昼間家庭にいない世帯の小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものです。

■現在の実施状況・課題

国では、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの整備目標を掲げ、事業のより一層の推進を図ることとしています（次項参照）。そうした中、本市では令和元年度当初では、13 小学校区で民間団体への委託にて 20 クラブを開設し、6 年生までの児童 931 人が利用しています。

本市においては、これまでも保護者のニーズに合わせて事業を拡大してきていますが、引き続き保育園から継続利用する場合のいわゆる「小 1 の壁」の縮小や解消に取り組む必要があります。

また、保育料や保育時間、施設環境などがクラブ毎に異なるなどの地域格差が生じないよう基準を定めていく必要があるとともに、保育料等が県下でも高額であるため、利用者負担の更なる軽減や料金の統一化が求められています。

更には、児童の保育の質の向上や障がいのある児童の受入れ拡大のために放課後児童支援員等の資質の向上を図る必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

今後も増加が見込まれるニーズに対し、引き続き 6 年生までの児童が入所できる適正規模の放課後児童クラブの確保を図っていきます。

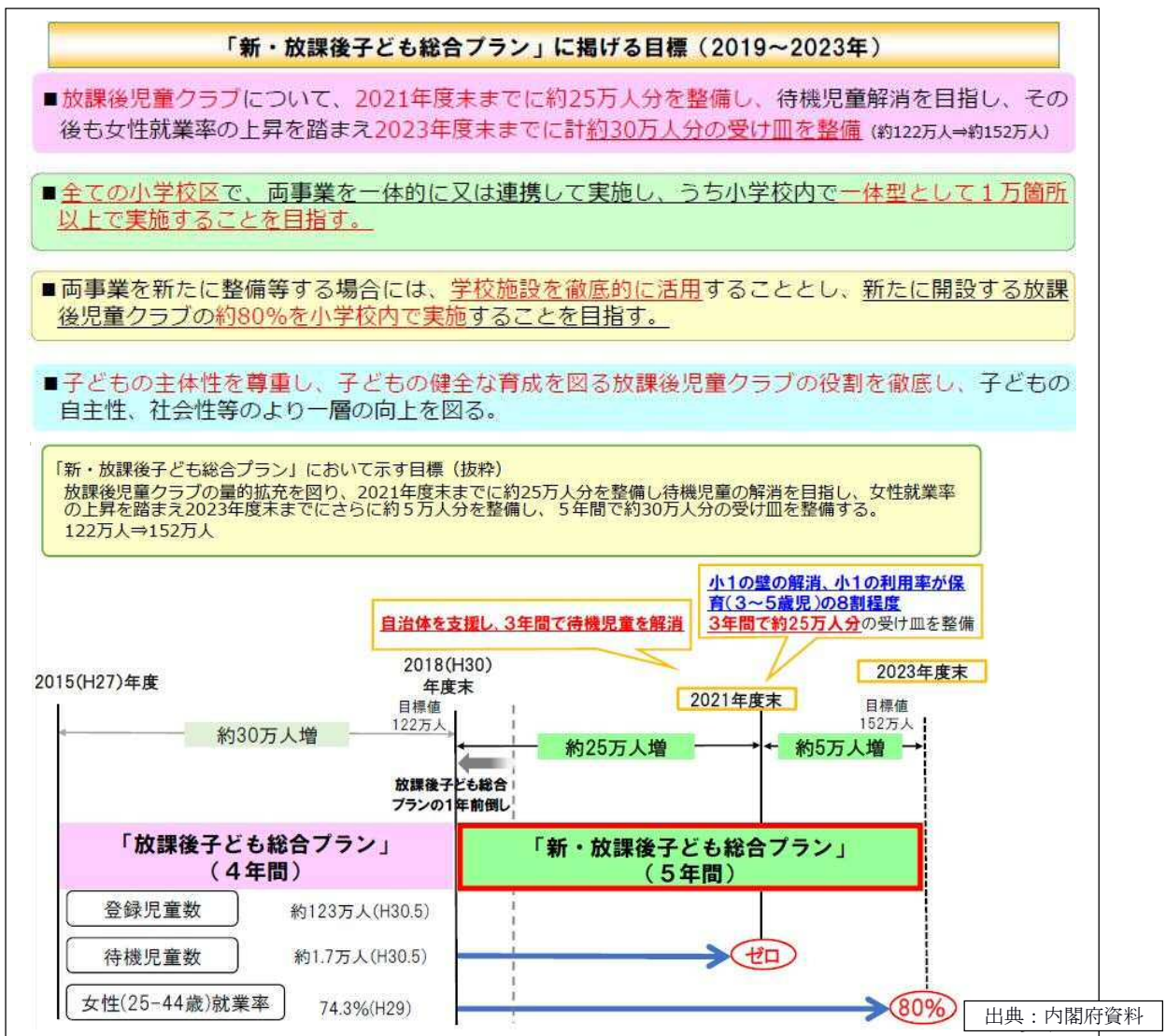
また、基本的な委託内容について、明確な基準を設けるとともに保育料等を統一化し、地域格差の解消を図ります。

更に、放課後児童支援員の資質向上のための研修を毎年度、体系的に実施し、放課後児童クラブにおける保育が、放課後の児童の自主性や社会性等のより一層の向上に資するものとします。

一方、現状では民設民営にて実施する放課後児童クラブが大半であり、保育環境が異なるため、今後、施設を整備する場合には小学校の教室等の既存施設の活用を基本としつつ、学校施設の更新・長寿命化工事に合わせ、公設民営化を進めていくものの、公設化が完了するまでの間は引き続き必要となる施設整備に対して補助を行い保育環境の維持を行います。

なお、現在、全小学校区で実施する放課後子ども教室は、今後も引き続き実施するものとし、今後、放課後児童健全育成事業が小学校内にて実施される場合には、一体型で実施できるよう取り組みます。

参考 新・放課後子ども総合プランにおける放課後児童クラブの整備について



《国の施策動向》

平成30年9月に公表された国の「新・放課後子ども総合プラン」では、現行プランにおける放課後児童健全育成事業の全国実績は、約30万人分整備が順調に進むなど、大きく進展していますが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況とされ、令和3年度末までに約25万人分を、更にその後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度末までに約30万人分の受け皿を整備することとされており、本市においても更なる需要の増加に依っていく必要があります。

なお、国は全ての小学校区で、放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室の両事業を一体的に又は連携して実施し、そのうち小学校内で一体型によって1万箇所以上で実施することを目指すとともに、学校施設の徹底的な活用を基本とし、新設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指しています。

○目標事業量

		1年目 (R 2)	2年目 (R 3)	3年目 (R 4)	4年目 (R 5)	5年目 (R 6)
半 田	①量の見込み	65人	69人	73人	77人	81人
	②確保の方策	65人	69人	73人	77人	81人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
さ く ら	①量の見込み	33人	35人	37人	39人	41人
	②確保の方策	33人	35人	37人	39人	41人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
岩 滑	①量の見込み	81人	86人	91人	96人	101人
	②確保の方策	81人	86人	91人	96人	101人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
雁 宿	①量の見込み	98人	104人	110人	116人	121人
	②確保の方策	98人	104人	110人	116人	121人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
乙 川	①量の見込み	88人	93人	98人	103人	108人
	②確保の方策	88人	93人	98人	103人	108人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
横 川	①量の見込み	93人	98人	103人	108人	113人
	②確保の方策	93人	98人	103人	108人	113人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
乙 川 東	①量の見込み	58人	61人	64人	67人	70人
	②確保の方策	58人	61人	64人	67人	70人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
亀 崎	①量の見込み	114人	120人	126人	132人	138人
	②確保の方策	114人	120人	126人	132人	138人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
有 脇	①量の見込み	21人	22人	23人	24人	25人
	②確保の方策	21人	22人	23人	24人	25人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
成 岩	①量の見込み	77人	81人	85人	89人	93人
	②確保の方策	77人	81人	85人	89人	93人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
宮 池	①量の見込み	95人	100人	105人	110人	115人
	②確保の方策	95人	100人	105人	110人	115人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
板 山	①量の見込み	43人	45人	47人	49人	51人
	②確保の方策	43人	45人	47人	49人	51人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
花 園	①量の見込み	119人	126人	133人	140人	147人
	②確保の方策	119人	126人	133人	140人	147人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	①量の見込み	985人	1,040人	1,095人	1,150人	1,204人
	②確保の方策	985人	1,040人	1,095人	1,150人	1,204人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【区域：全域】

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園における副食材料費補助として、低所得者世帯等の子どもの副食費に対する助成を行うものです。

■現在の実施状況・課題

現在、新制度に移行していない私立幼稚園に対し、低所得者世帯（年収約 360 万円未満相当）等の子どもにおける副食材料費に対して助成を行っています。

■今後の方向性・目標事業量

令和元年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズがどのように変化しているのかを的確にとらえ、現在の実費徴収に係る補足給付を行う事業の内容が保護者のニーズを満たしているかどうかを検討し、柔軟に対応を図ることとします。

○目標事業量

	1 年目 (R 2)	2 年目 (R 3)	3 年目 (R 4)	4 年目 (R 5)	5 年目 (R 6)
①量の見込み	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人
②確保の方策	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

6. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(1) 目的

①質の高い教育・保育の提供

幼稚園、保育園が培ってきた知識・技能などの双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

②適正な集団規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模を確保します。

③親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

(2) 教育・保育の一体的な提供の推進

保護者の就労に関わらず教育・保育の一体的な提供を行うため、平成22年4月に幼保一体型施設として岩滑こども園（保育所型認定こども園）を開設し、平成27年4月には板山幼稚園と板山保育園を統合した板山こども園（保育所型認定こども園）、亀崎幼稚園舎の建替えにあわせ亀崎幼稚園（幼稚園型認定こども園）を開設しました。民間では、平成29年4月から旧住吉保育園が住吉こども園（幼保連携型こども園）に移行しました。今後も身近な地域で教育・保育を受けられる環境整備は重要であるため、地域の事情や特性、施設状況を十分考慮し、こども園化を推進する必要があります。

教育・保育の一体的な提供の推進については、教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境を整備します。

教育・保育機能については、新たなカリキュラムに基づく教育・保育の実践や、幼稚園・保育園等間の人事異動・交流を引き続き実施するとともに、子育てに関する相談活動など地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

施設整備については、身近な地域で教育・保育を受けられることができるよう地域の実情や

施設の状況等を踏まえ、地域の理解を十分得たうえ、可能な地域から順次、認定こども園の整備を行い、教育・保育の一体的な提供を推進します。

①教育・保育機能の充実

○幼稚園・保育園における新たなカリキュラムの実践

幼稚園・保育園・認定こども園における共通な新たなカリキュラム「半田市幼児教育カリキュラム」に基づき教育・保育を実践します。

※半田市幼児教育カリキュラムでは、「めざすこども像」を次のとおり定めています。

めざすこども像
<ul style="list-style-type: none"> ・夢をもち、心も体もたくましい子 ・よく考え、自ら行動する子 ・互いに認め合い、思いやりのある子 ・人の話をよく聞き、自分の思いが言える子

○幼稚園・保育園間の人事異動・交流の推進

幼稚園・保育園・認定こども園間の人事異動を引き続き実施するとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修を更に充実し、教育・保育の一体的な提供の推進に向けての体制整備を図ります。

○子育て支援施設としての機能充実

子育てに関する相談活動や親子の集いの場を引き続き設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

②施設整備

既存の認定こども園の運営状況を検証するなか、地域の実情や既存施設の状況、教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮するとともに、地域の理解を十分得たうえで、令和元年度に策定予定の「半田市保育園等公民連携更新計画」において、こども園化の推進を明確にします。また、現状・課題に対する対策（施設更新・民営化等）についても盛り込むこととします。

なお、幼保一体型施設である認定こども園の運営形態については、地域の実情等を考慮するなか、幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型のいずれかを選択するものとしします。

幼 保 連 携 型	学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する施設として、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育の必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育の必要な子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地 方 裁 量 型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

(3) 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携の推進

「幼保小中一貫教育HANDAプラン」《資料編：資料 5-2(82 ページ)参照》を作成し、キャリア教育を推進しています。キャリア教育とは子どもたち一人ひとりが、目的意識をもって自分らしい生き方をするために必要な能力や態度を育み、人生をよりよく生きていくことを支援するものです。子どもたちが「なりたい自分」や「将来の夢」を見つけ、かなえるための4つの力（「課題解決に向けて行動する力」、「自分のよさを信じる力」、「人間関係を形成する力」、「夢を追い求める力」）を成長に合わせ育てます。

具体的な取組みとしては、中学校区ごとに「キャリア教育推進委員会」を設置し、継続して関係者の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、教員の交流事業などを通じて、認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携を進めています。

(参考) 半田市のキャリア教育では・・・

子どもたちが、よりよく生きるために必要な4能力「キャリアA・B・C・D」を育みます。

Action : アクション

「課題解決に向けて行動する力」を身に付けよう。（課題対応能力）

Believe : ビリーブ

「自分のよさを信じる力」を身に付けよう。（自己理解・自己管理能力）

Communication : コミュニケーション

「人間関係を形成する力」を身に付けよう。（人間関係形成・社会形成能力）

Dream : ドリーム

「夢を追い求める力」を身に付けよう。（キャリアプランニング能力）

(4) 教育・保育の質の向上及び国際化等に伴う体制整備の推進

質の高い教育・保育を提供するため、個々の職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図る必要があります。このため、園内研修の充実や外部研修の積極的な活用に加え、知識・経験が豊富な職員による巡回指導を引き続き実施します。

また、国際化の進展や特別支援児の増加といった、多様化する保育ニーズに対応するため、通訳派遣による外国人園児への日本語指導や保護者への相談事業の実施、窓口対応でのコミュニケーションツールの活用に加え、取り出し療育の積極的な実施に取り組んでいますが、今後も関係機関と連携し、体制整備を推進します。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第4号関係】

令和元年10月から始まった「幼児教育・保育の無償化」に伴う「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、国や県と連携した対応を行うなど、円滑な実施に向けた取組みが重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、「子育てのための施設等利用給付」の給付申請について、保護者の利便性や過誤請求・過払いの防止等を考慮し、各利用施設に取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、国や県に対し、施設等の所在、運営や監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、国・県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組みを進めていきます。

8. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

【子ども・子育て支援法第61条第3項第1号関係】

近年の経済状況や女性の社会進出への意識の変化などにより、共働き家庭が増加しています。また、子育てに専念することを希望して退職する方がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う就労継続も依然として厳しい状況にあるといえます。

このような社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化を鑑み、産後の休業や育児休業から仕事への復帰の際に円滑に保育サービスを提供できるよう、特にニーズの高い低年齢児の受入れ枠の拡大に取り組む必要があります。

(1) 教育・保育施設等の情報提供

保護者が産後の休業や育児休業明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

(2) 教育・保育施設等の環境整備

育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるよう、保育所や幼稚園等の既存の社会資源を活用するなど、計画的な教育・保育施設の整備や地域型保育事業を推進します。

9. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策

【子ども・子育て支援法第61条第3項第2号関係】

(1) 児童虐待防止対策の充実

近年、親などによる子どもへの虐待は、深刻な社会問題のひとつとなっています。

児童福祉法第2条に規定される「全ての国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」《資料編：資料 11(96 ページ)参照》ことを絶えず原点としつつ、子どもが虐待を受けずに健やかに成長できるよう、子どもに携わる様々な機関や関係者が、連携を深めながら支援していくことがますます重要になってきています。

①関係機関との連携及び本市における相談体制の強化

子ども・子育て支援に携わる本市関係機関をはじめ、知多児相愛知県の専門機関、また、児童委員や地域の様々な子育て支援団体等の地域住民が、それぞれの立場や役割のもとで、日ごろから子どもや家庭の様子などの状況の把握に努めています。これらの機関が、日常的に情報を共有することにより、子どもを見守る環境づくりを行う必要があります。そのため、医師会や警察等も交え、要対協を設置し、互いの機関の顔の見える関係をつくり、支援の必要な子どもや家庭にきめ細やかに対応するためのネットワークを構築しています。

また、相談支援機能の強化も、虐待防止の環境をつくるうえで重要です。そのためには、子どもや家庭への支援に必要な専門性を有した職員の配置や専門の相談窓口の開設が、有効な手段となります。

本市ではこれまでの相談支援体制に加え、平成 27 年度より「児童発達支援センターつくし学園」において発達支援相談や保育所等訪問支援、巡回療育支援といった「地域支援事業」を実施しています。

更に、令和 4 年度までに「子ども家庭総合支援拠点」《資料編：資料 10(90 ページ)参照》の開設を目指し、リスクの程度に応じた適切な支援ができる体制を築きます。

一方で、一時保護等の実施が適切と判断した場合など児童相談所の専門性や権限を要する場合には、遅滞なく知多児相への事案送致や必要な助言を求めています。

②発生予防（未然防止）、早期発見、早期対応等

児童虐待の防止には、妊娠期からの関わりや支援等により未然防止につなげていくことが必要です。そして、何よりも虐待を受けている子どもの早期発見、関係機関が連携した早期対応が重要です。

妊娠・出産期における定期的な健康診査や、乳児家庭全戸訪問事業（参照：46 ページ）は、支援を必要とするシグナルをキャッチする有効な機会となるため、子どもや親とのコミュニケーションを通じて、注意深く支援の必要性を見定めていきます。特に、支援

の必要性が高いと判断する場合には、養育支援訪問事業（参照：47 ページ）等により、手厚い支援を速やかにかつ適切に行います。

また、関係機関が密に連携し、支援の必要な子どもや家庭の情報を適切に共有することが重要です。そこで、地域での子どもの見守りや各種行政サービスを通じた早期発見、早期対応そして未然防止の取組みを継続的に進め、子ども一人ひとりの安心、安全な育ちを支えます。

児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）では、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、誰もが通告することが義務づけられています。子どもの権利を一番に考えた支援が展開されるよう、要対協事務局の子育て支援課が関係機関の協力を得ながら、子どもに関わる機関等に意識啓発を繰り返し行います。

更に、体罰によらない子育てを推進するため、保護者向け子育て支援講座を開催するなど、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合えるよう支援をしていきます。

③社会的養護施策との連携

社会的養護施策の推進にあたっては、子育て短期支援事業の受け皿を確保するとともに、本事業を実施する児童養護施設等との連携、家庭児童相談室の活用等が必要です。

一方、里親や児童養護施設等で子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の理解と協力のほか、里親の育成や支援につながる広報・啓発等、愛知県との連携により、地域で社会的養護が行えるような支援体制を整備していく必要があります。

また、母子生活支援施設では、母子が一緒に生活しながら親子の関係に着目した支援を受けることができることから、福祉事務所、知多児相、愛知県女性相談センター等の関係機関と連携し、母子の自立に向けた必要な支援を行います。

（2）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育て、生計等の家庭における役割の全てを一人で担う、いわゆるワンオペレーションの中で、社会的に孤立しやすく、日々の生活において様々な困難を抱えやすい状況にあります。

母子家庭の母においては、結婚、出産等により就業が中断したこと等により、就職又は再就職に困難が伴うことが多く、また、就業しても低賃金、不安定な雇用条件等に直面することが多い現状があります。

一方、父子家庭の父においては、就労に関しての困難は、母子家庭の母に比べると少ないものの、家事や子どもの養育等の生活面で困難を抱える場合が多い状況です。

ひとり親家庭が抱える課題は、複雑かつ困難なケースも多いことから、総合的・包括的に支援策を推進する必要があります。具体的には、就業による自立促進に重点を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策の四本柱により、総合的な自立支援を推進します。

また、支援にあたっては、母子・父子自立支援員が総合的な窓口となり、その家庭の抱える課題を把握し、それらの課題に応じた様々な支援を組み合わせるほか、必要に応じて、

他の支援機関につながります。その際、個別の自立支援計画を策定したうえで、目標達成のために継続して支援を行います。

更に、児童扶養手当の現況届の受付の際にアンケート調査を実施し、各家庭の実態及びニーズを把握し、適切にサービスを利用できるよう、「ひとり親家庭生活ガイドブック」の配布や、各種通知に支援サービスの案内を同封するなど制度の周知や利用促進を図ります。

(3) 障がい児施策の充実等

次代を担う子どもたちの健やかな成長を促していくためには、障がいや発達の課題の有無に関わらず、子ども一人ひとりに適切な支援を行う必要があります。また、子どもの年齢や発達の程度に応じて、心身ともに健やかに育成されるよう、必要な支援を行う必要があります。

そのためには、子どもや家庭の特徴を早期に把握し、速やかに支援につなげることが不可欠です。特別に支援が必要な子どもが、地域で安心して生活できるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援や、保健、医療、福祉、教育、就労等の分野と連携した支援を行うことにより、在宅支援の充実や就学支援を含めた教育支援体制の整備を図るなど、総合的に取組みます。

その核となる「児童発達支援センターつくし学園」では、子どもの成長、発達や障がいに関する様々な相談に対応するほか、子どもが集団生活へ適応するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援事業、巡回療育支援といった「地域支援事業」を実施し、関係機関とのネットワークを構築します。また、平成 28 年度に肢体不自由児の通所支援を開始し、障がいの種別に関わらず支援を必要とする児童を受け入れる体制を整えました。

小中学校、特別支援学校、幼稚園、保育園などにおいて、保護者の障がい受容やその後の円滑な支援につながるよう、子どもを直接支援する教諭や保育士に各種支援施策の理解を深めてもらう機会を提供しています。また、行政、教育委員会、学校等が、本人及び保護者と教育や保育など必要な支援等について合意形成を図るほか、家族が適切な子育てを行うことができるよう支援を行っています。

更に、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が病院を退院した時点から地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の整備を行います。

これら障がい児施策の充実等に関する内容は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく第 2 期半田市障がい者保健福祉計画（計画期間：平成 27 年 4 月から令和 3 年 3 月まで）及び児童福祉法に基づく第 1 期障がい児福祉計画（計画期間：平成 30 年 4 月から令和 3 年 3 月まで）において策定し、推進しています。

10. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

【子ども・子育て支援法第61条第3項第3号関係】

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があります。

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、保護者の仕事と家庭の両立が図られるよう、引き続き、保護者のニーズに合致したワーク・ライフ・バランスを実感できる環境を整備する必要があります。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知を行うとともに、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

保護者の仕事と家庭の両立が図られ、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発や情報提供を広報物等の活用を図りながら実施します。

11. 子どもの貧困対策の推進

【子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条関係】

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的として平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）」が施行されました。

厚生労働省の平成 28 年国民生活基礎調査によれば、17 歳以下の子どもの貧困率(※)は、13.9%であり、約 7 人に 1 人の子どもが貧困の状態にあるといわれています。本市で平成 28 年に行った「はんだ子ども調査」では、子どもの貧困率は 5.6%であり、全国に比べれば低い状況にありますが、同調査で現在の暮らし向きが苦しいと回答した割合は約 3 割、子どもが生まれてから経済的に困ったと回答した割合は約 2 割という結果は見逃すことができません。

保護者が抱える課題が子どもの育ちに影響を与え、困窮の状況が親から子へ連鎖することのないよう、子どもの成長段階に即して切れ目なく必要な施策を実施し、支援を必要とする子どもやその世帯の抱える生活不安を取り除いていくことが不可欠です。そのため、学校をプラットフォームとした総合的な対策の展開を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校を窓口とした関係機関等との連携を図っています。

また、平成 28 年 7 月から生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯や児童扶養手当受給世帯の中学生を対象に学習・生活支援事業を実施しています。様々な事情を抱える子どもにしっかりと向き合い、子ども一人ひとりに寄り添った学習機会の提供だけでなく、信頼できる大人との出会いや生活全般の相談、大学見学等の課外活動を通して、将来への意欲を高められるよう支援に努めています。

保護者に対する就労の支援として、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関を中心に、ハローワーク等の就労支援機関、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づく母子・父子自立支援員等の様々な機関が連携して就労支援を行います。

また、子どもたちが明るい未来を描くことができるようになるためには、社会全体が「子どもの貧困」に対する理解を深め、身近なこととして受け止め、地域の子どもの関心を寄せてもらふことが欠かせません。平成 29 年から子どもの貧困を啓発するための「子どもの未来フォーラム」を継続的に開催し、支援者の輪を広げる取組みを行っています。

子どもたちが地域とのつながりを持って、安心して成長していくためには、地域における民間資源も十分に活用することが不可欠です。近年、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりが広がりつつあります。食事の提供のほか、学習支援や遊びの提供など民間ならではの多種多様な取組みが行われています。平成 30 年度から、これらの民間活動情報を一元的に把握し、活動情報の提供を行うほか、食材提供等を希望する地元農家等と団体をつなぎ、また団体同士のネットワークづくりにも取り組んでいます。地域と行政が調和をとりながら連携し、子どもたちを支えていくことが非常に重要であるため、今後も更なる連携強化を図ります。

全ての子どもが夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、引き続き子どもの貧困対策を総合的に推進します。

※子どもの貧困率：17 歳以下の子ども全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない 17 歳以下の子どもの割合